

第3号様式（第15条、第17条、第18条関係）

事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更		平成29年9月29日					
（宛先）京都市知事									
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京丹後市峰山町杉谷889番地		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 京丹後市長 三崎 政直 電話0772-69-0210							
主たる業種	市町村機関	細分類番号		9	8	2	1		
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例施行規則	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号		<input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号		<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第4号			
計画期間	平成29年4月から平成32年3月まで								
基本方針	平成28年度を基準に、平成31年度の温室効果ガスの排出量を4.8%以上削減する。								
計画を推進するための体制	市長を本部長とする京丹後市地球温暖化対策推進本部会議において、平成28年度を基準年とする新たな実行計画の進捗管理を実施する。								
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (26～28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率			
	事業活動に伴う排出の量	26,113.0 トン	25,556.0 トン	24,899.1 トン	24,165.2 トン	-4.8	パーセント		
	評価の対象となる排出の量	26,465.7 トン	21,817.8 トン	21,160.9 トン	20,424.5 トン	-20.2	パーセント		
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途		原単位の指標	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率	
	庁舎等		事業活動に伴う排出の量 (延床面積)	3.85	3.79	3.73	3.67	-3.12	パーセント
			事業活動に伴う排出の量 ()						パーセント
原単位の指標及び目標の根拠		空調・OA機器等の適正管理・運用改善、デマンド監視の徹底、LED照明への取替えなどによる電気使用量の削減。なお、原単位の指標の設定根拠は、下記特記事項に記載。							
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考			
		56.0	56.0	100.0	100.0				
具体的な取組及び措置の内容	(29)年度	空調・OA機器等の適正管理・運用改善/デマンド監視の徹底/LED照明への取替え検討など							
	(30)年度	空調・OA機器等の適正管理・運用改善/デマンド監視の徹底/LED照明への取替え/峰山クリーンセンター改良工事の実施など							
	(31)年度	空調・OA機器等の適正管理・運用改善/デマンド監視の徹底/LED照明への取替え/峰山クリーンセンター改良工事の実施など							
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	ノーマイカーデーの実施並びに勤務時間の変更措置。							
	上記の措置を採用する理由	公共交通機関の利用促進による温室効果ガスの排出抑制並びに地域の活性化に繋げる。							
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区 分	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考				
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン					
	府内産の木材の利用によるもの	トン	トン	トン					
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	600.8 トン	600.8 トン	600.8 トン					
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン					
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	トン					
合 計	901.2 トン	901.2 トン	901.2 トン						
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	・本計画及び市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の進捗管理により、実行可能な排出量の削減に努めると共に、率先垂範による市域全体での排出削減の取組を推進していく。 ・市民太陽光発電所、スマート充電ステーション、木質バイオマスボイラーの導入、地産地消型エネルギー導入促進支援補助金制度の運用など								
特記事項	本市の対象施設には、消防署・病院・廃棄物処理施設・上下水道施設のみならず、指定管理者制度による温泉施設・観光施設・公園施設など、多様かつ多数の施設が含まれるため、原単位当たりの排出量算定においては、1施設当たりの職員数が多く、取組の指示及びやすい6庁舎及び総合福祉センターの7施設の数値を原単位の指標として用いることとする。								

注1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

注2 「細分類番号」とは、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

注3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

注4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

注5 「重点的に実施する取組の実施計画」には、温室効果ガスの排出量を削減するために重点的に実施する取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。